

## 新興寺文書 説明資料

- 1 名 称 新興寺文書  
2 員 数 5 点  
3 所在の場所 鳥取市（鳥取県立博物館寄託）  
4 所有者 個人  
5 種 別 保護文化財 古文書の部  
6 基 準 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの  
4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの  
7 説 明

### （1）伝来の経緯

新興寺文書は、真言宗波羅蜜山新興寺（八頭町新興寺）の伝来文書であり、現在は鳥取県立博物館に寄託されている。因幡国司をはじめとする公家・武家の祈禱所であった新興寺は、平安末期の寺伝によれば、和銅年間（708～715年）に始まったとされ、古くからの「延命観音の靈地」として因幡国における密教信仰の拠点であったと伝えられている。『因幡志』によれば、正保年間（1644～48）頃に盛範が来住し、荒廃していた新興寺を再興したと記されている。寺内の至徳2年（1385）銘宝篋印塔や、平安期にさかのぼる金峯山経塚出土遺物一括は、本県の保護文化財（考古資料）に指定されており、新興寺文書もこれらと一体的な価値を持つものである。

### （2）文書の内容

新興寺に伝えられた中世文書は、次の5点12通（うち原文書と写の両方が伝來したもの2通）である。

- 1、建武2年（1335）4月25日 名和長年安堵状  
2、貞和2年（1346）10月18日 上杉重能施行状  
3、觀応元年（1350）9月21日 今川頼貞軍忠状  
4、觀応2年（1351）正月24日 源某禁制  
5、年末詳 新興寺什書案  
(1) 安元3年（1177）3月 新興寺住僧等解案  
(2) 文治3年（1187）11月 新興寺住僧等解案  
(3) 建武2年（1335）4月25日 名和長年安堵状案（上記1の写）  
(4) 建武元年（1334）6月18日 後醍醐天皇綸旨案  
(5) 貞和2年（1346）閏9月17日 足利直義下知状案  
(6) 貞和2年（1346）10月18日 上杉重能施行状案（上記2の写）  
(7) 正平9年（1354）11月18日 足利直冬書下案  
(8) 正平12年（1357）7月2日 山名時氏安堵状案

それぞれの文書について、概要を述べる。

1は、数少ない名和長年発給文書の一つとして、希少価値の高いものである。因幡国司として禁制（寺領内への乱入・狼藉・殺生を禁じた命令書）と寺領安堵の意向を伝えたものである。2は、新興寺別当幸舜が、隣接する知行分を持つ地頭の青木実俊による寺領内での伐採・狩猟行為を訴え、室町幕府の足利直義（足利尊氏の弟）が裁決して新興寺が勝訴した際に、直義の執事であった上杉重能を通して、因幡国守護の上総左馬助に現地での執行を命じたものである。3は、因幡国守護の今川頼貞が、幸舜の軍功を証明した軍忠状である。4も、1と同じく禁制であり、南北朝動乱期の当地域が、しばしば戦乱に巻き込まれたことを示している。

5は、いずれも写文書であるが、紙継目ごとに据えられた裏花押の形状は、8通の文書が中世段階において筆写されたことをうかがわせている。特に、(1)と(2)は、平安時代末期にさかのぼるものであり、内容も新興寺の由来や当時の寺域に関わる重要なものである。文中に中興の祖として記された賢救上人については、当代一流の学者・官僚であった大江匡房が著した『続本朝往生伝』（12世紀初頭成立）に、因幡国の沙門賢救が5間の堂宇をつくり、念佛を唱えながら遷化したと記されている。(3)～(8)は、いずれも南北朝動乱期のよく知られた人物たちにより発給された文書であり、地域の状況を示す貴重な史料である。いわゆる観応の擾乱において、足利尊氏・義詮と対立した足利直冬（尊氏の子息、直義の養子）・山名時氏らが、因幡国において勢力基盤を確保していくため、交通路に面した新興寺が戦略的にも重要であったことをうかがわせている。

### （3）評価

以上のように、新興寺文書は、まとまりをもって県内に伝來した鳥取県関係の中世文書として希有な文書群であり、また、南北朝動乱期の寺院・地域の様相を知ることのできる原文書をはじめ、平安末期にさかのぼる案文の価値も高く、本県の歴史上において重要と認められる。

よって、新興寺文書は鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。なお、本文書は鳥取県立博物館に寄託され、適切に管理されているので、保存上の問題はない。

#### 【参考文献】

- 1 佐伯元吉編『因伯叢書第三冊 因幡志』名著出版、1972年
- 2 井上光貞他編『日本思想大系7 往生伝 法華験記』岩波書店、1974年
- 3 名和町誌編さん委員会『名和町誌』ぎょうせい、1978年

伯耆国八橋郡上伊勢村方見神社神職池本家資料 説明資料

- 1 名 称 伯耆国八橋郡上伊勢村方見神社神職池本家資料
- 2 員 数 8点
- 3 所在の場所 鳥取市
- 4 所有者 鳥取県立博物館
- 5 種別 保護文化財 古文書の部
- 6 基準 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの
- 7 説明

(1) 伝来の経緯

方見神社は、伯耆国中央部を流れる加勢蛇川の左岸に位置し、かつては上伊勢御宮などとも称された。天照大神を主祭神とし、境内には多数の摂社も祀られている。神社名は、平安期の和名抄郷である方見郷に由来し、方見神社は同郷の鎮守でもあった。この地域は、伊勢神宮の御厨であった久永御厨の故地であるとする説があるように、古くから伊勢信仰の拠点の一つであったと考えられる。隨身門の木像隨身立像は、本県の保護文化財に指定されている。

伯耆国八橋郡上伊勢村方見神社神職池本家資料は、方見神社宮司の池本家に伝來した文書である。のちに鳥取県立博物館に寄託され、現在は同館所蔵となっている。

(2) 文書の内容

方見神社神職池本家に伝えられた中世文書（およびそれに準ずる近世初期の文書）は、以下の8点である。

1. 永正7年（1510）5月2日 松室秀綱書状
2. 永正17年（1520）10月5日 松室秀綱書状（切紙）
- 3.（年未詳）6月28日 尼子勝久書状（折紙）
4. 天正9年（1581）11月18日 森脇春親等連署書状（折紙）
5. 天正10年（1582）11月16日 河野春頼・山田方宗連署書状（折紙）
- 6.（年不詳）9月22日 森脇春親等連署書状（折紙）
7. 慶長6年9月23日 道家某他三名連署寄進状（切紙）
- 8.（年未詳）午8月28日 多久右某他二名連署書状（折紙）

それぞれの文書について、概要を述べる。

1は、16世紀の初め頃に、加勢蛇川に架かる橋の修復が、近郷の住民から計50名を徴発して行われたことを示すものである。2は、方見神社が、戦国時代において上伊勢宮と称されていたことを示すものである。3は、尼子勝久が、卷数（読経や祈祷の度数を記したもの）と銭300文

を贈られたことに対する礼を述べたものである。尼子勝久は、尼子氏滅亡後に再興を図り、永禄12年（1569）出雲国に乱入し毛利氏と戦ったが、天正6年（1578）7月に播磨国上月城を攻略されて自刃したので、その間に成立した文書である。4は、吉川氏家臣が、方見神社神主の地位と職務を承認したものである。安芸国吉川氏は、毛利元就の次男元春が跡を嗣ぎ、毛利氏の山陰方面の軍事指揮官となって毛利氏を支えたが、この安堵状は、天正9年に鳥取城が落城した翌月のものと考えられ、毛利氏にとって情勢の厳しい時期にあたっている。5は、毛利氏による八橋城（琴浦町）の普請について、神主と神官については負担を免除することを約束したものである。同年6月の本能寺の変後、この地域の戦乱が終息した時期にあたるが、八橋は伯耆国中部の要衝であり、毛利氏が特に重要視していたことを示している。6は、吉川氏が、近郷の住民（地下中）を徵発して、破損した津波並（北栄町妻波）の橋を修復するよう命じた書状形式の奉書である。吉川氏は、天正7年（1579）に南条元続が織田信長方に転じて毛利氏に敵対すると、伯耆国東部の行政にも関わらざるをえなくなった。この文書は、それ以降、羽柴秀吉と毛利氏の国境が画定された天正12年より以前に成立したものである。7は、中村氏治下のものと考えられ、「八橋上いせ」の「大神宮」に対して、4斗5升分の土地を寄進した奉書である。8は、近世初期のものと思われ、加勢蛇川に架かる橋の修復に必要な用材として「上いせの宮」の木を用いることは、原則として認められないと述べたものである。

### （3）評価

以上のように、方見神社神職池本家に伝えられた中世文書は、まとまりをもって県内に伝來した鳥取県関係のものとしては希有な文書群であり、また戦国時代における地域の様相を知ることができ、本県の歴史上において重要と認められる。

よって、伯耆国八橋郡上伊勢村方見神社神職池本家資料は鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。なお、本文書は鳥取県立博物館に所蔵されており、適切に管理されているので、保存上の問題はない。

### 【参考文献】

- 1 東伯町史編さん委員会『東伯町誌』東伯町役場、1968年

ここおげいちごうふんしゅつどいぶついっかつ  
古郡家1号墳出土遺物一括 説明資料

1 名 称	古郡家 1 号墳出土遺物一括
2 員 数	別添のとおり
3 所 在 の 場 所	鳥取市東町（鳥取県立博物館）
4 所 有 者	鳥取県
5 種 別	保護文化財 考古資料の部
6 基 準	3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
7 説 明	

（1）遺跡の概要

古郡家 1 号墳（鳥取市古郡家字上ノ山）は墳長 92.5m の前方後円墳で、古墳時代を通じて因幡地方最大級の古墳である。後円部、前方部ともに 2 段築成であることや、後円部墳頂やテラス面に円筒埴輪列を廻らすこと、墳丘斜面部に葺石を施したことなど、これ以前の因幡地方の古墳にはみられない諸要素を備える点で画期的な存在である。また、墳

丘の平面形が奈良市佐紀陵山古墳とよく類似しており、近畿地方の王陵級の有力古墳との関係が強い点が特筆される。

1957 年に、古郡家 1 号墳調査団によって後円部の発掘調査が行なわれ、3 基の埋葬施設や埴輪列の存在などが明らかになった。中央の埋葬施設は盗掘によって副葬品の一部を失っていたが、箱形木棺を納めたもの（中央棺）と推測され、特異な銅製品や玉類などが出土した。また、これに隣接する二つの埋葬施設は箱形石棺で、未盗掘のまま残存していた。南棺は、被葬者の人骨のみで副葬品をもたなかつたが、北棺は被葬者の人骨とともに武器・武具をはじめとする豊富な副葬品が存在していた（古郡家 1 号墳調査団 1960～62）。

これらの出土品は、山陰地方の代表的な前方後円墳の内容を明らかにするというだけでなく、副葬品の組合せが古墳の編年研究に資することなどが注目されてきた。すなわち、古墳時代前期と中期を分かつ時期の指標となる古墳として理解されてきたのであるが、最初の報告から半世紀以上経る中で再評価が求められていた。2006 年以降、新鳥取県史編さん事業の一部として、出土品の再整理作業が行なわれることとなり、詳しい観察や資料化が図られた（高田・東方 2013）。

（2）出土遺物

出土遺物のうち、古郡家 1 号墳の評価にとって特に欠かせないものに絞って、その概要を述べる。

①八ツ手葉形銅製品

中央棺から出土した。径 5.5 cm の重圏文鏡に外縁部を付加し、その周間に筒状、屈曲した鉤状、あるいは鰐状を呈する突起を付けた形態をなすと考えられる。筒状突起の一部と鉤状突起は欠失している。中央部鏡背面の文様構成は、内区に 5 重の圏線があり、その外側に幅

約 0.5 cm で櫛歯文帯、さらにその外側に幅約 0.5 cm の平縁の外区となる。鏡背面中央部に通有の半球形の鉢はなく、外区の左右の対向する位置に方形の鉢孔をもつ橋状鉢があり、本銅製品の使用・着装方法の一端を窺わせている。

②長方板革綴短甲

北棺から出土した。前胴は竪上板から裾板まで 6 段、後胴は押付板から裾板まで 7 段の構成をとる、胴一連の長方板革綴短甲である。短甲を構成する鉄板は 33 枚、一部に欠損があるものの、すべて存在している。前胴の高さ 34.2 cm、後胴の高さ 43.6 cm を測る。正面幅 30 cm、側面幅（奥行き）25 cm、裾部の幅 32.6 cm である。長方板革綴短甲の最古型式に属する。

③埴輪（墳丘各所）

円筒埴輪は大半が小片である。現状では、普通円筒埴輪は確認できない。普通円筒部に短頸壺を載せた姿を表現した「因幡型円筒埴輪」と複合口縁広口壺を載せた姿を表現した「朝顔形円筒埴輪」の 2 者が存在する。

形象埴輪としては、家形埴輪が最低 3 個体存在する。そのうち 2 個体は屋根の形や側廻りの形状がおよそ推定でき、いずれも入母屋造り高床建物と考えられる。

### （3）出土遺物の歴史的意義

八ツ手葉形銅製品（再整理報告書では突起付重圓文鏡と呼称）は、奈良県橿原市新沢<sup>にいざわ</sup>500 号墳から出土したものとほぼ同じ形態・大きさをもつもので、現状ではこの 2 例しか知られていない。古墳時代における青銅器製作技術を研究する上で貴重な資料である。

長方板革綴短甲は、類例の中でもごく初期の一例に位置づけられ、帶金式短甲の成立過程を追究する上で重要な位置を占める。これに匹敵するものは、確認されている限り、三重県上野市石山古墳例、大阪府藤井寺市盾塚古墳例、徳島県鳴門市大代古墳例の 3 例であるが、全形が復元可能な状態で報告されているものは現状で本例だけであり、その点でも資料的価値が高い。

埴輪は、地域的な特徴をもつ因幡型円筒埴輪と近畿地方に一般的な朝顔形円筒埴輪が共存しており、ともに墳丘上に配列されていたと考えられる。また、後円部墳頂には少なくとも 3 個体の家形埴輪が存在したと考えられ、形象埴輪としては県内最古の事例となる。これらは、山陰における埴輪祭祀の導入実態を物語るものとして、今後の研究にとって基準的な位置を占めると言える。

古郡家 1 号墳は前期末に築造された前方後円墳で、これまでに判明するところでは、鳥取平野で初めて葺石や円筒埴輪列などの要素を備えた古墳である。その出土遺物は、前期から中期への時代の転換点において、近畿地方や丹後地方の有力者との関係を取り結びながら、因幡地方の有力者が台頭したことを物語る資料として貴重である。

また、鳥取県においては主要な前方後円墳の多くが過去に盗掘を被っており、副葬品の内容が明らかなものが少ない。古郡家 1 号墳出土遺物は、中央棺、北棺でほぼ全容が判明し、

今後の古墳研究の基準となる点が重要である。

【参考文献】

古郡家1号墳調査団 1960～62 「美和古墳群（1）～（23）」『佐々木古代文化研究室月報 ひすい』

第78号～第100号、佐々木古代文化研究室

高田健一・東方仁史 2013『鳥取市古郡家1号墳・六部山3号墳の研究-出土品再整理報告書-』鳥取県

## 別添

### ※名称及び員数

古郡家1号墳出土遺物一括

一 八ツ手葉形銅製品	1面	
二 玉類	20箇	
翡翠勾玉	1箇	
碧玉製管玉	1箇	
緑色凝灰岩製管玉	18箇	
三 土師器	2箇	
甕	1箇	
高杯	1箇	
		以上、中央棺出土品
四 重圏文鏡	1面	
五 長方板革綴短甲	1領	
六 鉄劍	5本	
七 鉄鎌	24本	
圭頭式	4本	
逆刺柳葉式	2本	
鑿頭式	18本	
八 鉄製工具	7本	
刀子	3本	
ヤリガンナ	3本	
鑿	1本	
九 壘櫛	4箇	
十 土師器壺	1箇	
十一 朱付き板石	1枚	
		以上、北棺出土品
十二 墳輪	一括	
円筒埴輪		
家形埴輪		
		以上、墳丘出土品

## 馬場八幡人形芝居道具 説明資料

- 1 名 称 馬場八幡人形芝居道具
- 2 所 有 者 倉田八幡宮
- 3 所 在 地 鳥取市馬場 倉田八幡宮
- 4 指 定 理 由

### (1) 基 準 (有形民俗文化財)

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えは、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

### (2) 説 明

県指定有形民俗文化財「馬場八幡人形芝居道具」は、鳥取市馬場で活動した八幡永楽座の人形芝居道具一式で、昭和34年6月5日に指定された（当初保護文化財の民俗資料。昭和50年の条例改正により有形民俗文化財に変更）。

当地の人形芝居の起源は天保年間（1830～）以前とされ、はじめ「三吉デコ」といわれる単純なものを使用したが、明治35年（1902）になって、人形浄瑠璃の盛んな淡路（兵庫県）の人形芝居を習い、一座（八幡永楽座）を編成し、昭和初期まで活動した。活動に終止符を打った後に倉田八幡宮（鳥取市馬場）に一括して寄贈されたのが当人形芝居道具で、以来、同宮の宝物館において現在まで大切に保管してきた。

指定点数は、人形頭30点、衣装106点、幕その他12点の計148点で、道具一式が散逸することなくほぼ完全に保存されていることから、当時多くの人たちに親しまれてきた人形芝居の文化を理解する上で貴重な資料といえ、高い民俗的価値が認められる。

馬場八幡人形芝居道具1点ごとの台帳は現在確認できず、漠然と倉田八幡宮保管の全点が指定物件だと認識するのみで、特定ができていなかった。このたび平成22～25年度の4ヶ年で、専門家の協力を得て、同宮保管の人形芝居道具1点ずつの名称・寸法・銘・特徴・保存状態等を記録したところ、指定点数より保管されている道具一式の点数の方が多いことが判明した。指定物件の特定が困難であること、また雑品を含む全点が人形芝居一座の活動を語る大事な資料であることから、このたび214点を追加指定し、別添一覧の通り、362点及び附7点を指定文化財として整理するものである。

<一覧>

種別		員数	種別		員数
人形頭 3 1	男	2 1	衣装	着流・半着	1
	女	6		打掛	6
	子	2		笈摺	2
	猿	2		でんち	1
胴体・手足 5 7	胴体	2 2	小道具	鎧	6
	手	2 3		帶類	3 7
	足	1 2		飾り物	3
衣装 1 6 5	大袖	5	大道具	小物	6
	肩衣	1 9		衣	1
	羽織	8		その他	一括
	陣羽織	5	その他	9 5	
	半着	1 5		1 3	
	袴	2 0		一括	
	着流	2 9			
合計		3 6 2	附	保管箱	7

